

大雨時における情報等の取扱いについて（お願い）

近年、台風等による大雨被害が甚大化していることをふまえ、区水防本部が立ち上がり、区議会災害対策会議が設置されるまでの情報等の取扱いについて、執行機関が対応に専念できるよう、下記の通りの対応をお願いします。

記

1 執行機関への情報提供 について




現在発生している被害状況や、区民の方から寄せられた被害報告は、各自で以下の管理部署へ連絡する。（直接、南部・北部土木サービスセンターへは連絡しない。）

【管理部署】

- 土木部 土木計画・交通安全課 調整係（3579-2520）
- 危機管理部 防災危機管理課 危機管理係（3579-2154）

2 執行機関からの情報収集 について

被害状況等のお問い合わせや意見・要望が相当数に達する場合、執行機関の迅速な対応に支障をきたす恐れがある。最新情報については区 SNS が随時更新しているため、「いたばし防災+アプリ」や「板橋区公式 LINE」等を活用し、各自で確認する。

「いたばし防災+アプリ」		「板橋区 LINE（ライン）」	
https://www.city.itabashi.tokyo.jp/bousai/bousai/joho/1056493.html		https://www.city.itabashi.tokyo.jp/kusei/kouhou/sns/1047100.html	
Google Play(Android 端末)	App Store(ios 端末)	スマートフォン	ID 検索
			①LINE アプリのホーム画面の「友だち追加」から「ID 検索」を選択する。 ②「@itabashi」と検索し、友だち追加する。

《上記図解》

区水防本部が立ち上がり、
区議会災害対策会議が設置されるまで

①被害状況など 執行機関への情報提供

- ➔ 被害状況などは各自で管理部署へ連絡する（土・日・祝日・夜間なども同様）。
※直接、南部・北部土木サービスセンターへは連絡しない。

連絡方法は、議員個人からの電話。
※緊急な被害状況のみとする。

②区への対応など 執行機関からの情報収集

- ➔ SNS などにより自身で収集する。

ただし、必要に応じて、区から人的被害や物損などの情報提供を受け、議員へ情報提供を行う。

※区議会災害対策会議が設置されたのちは、「板橋区議会災害ガイドライン」の通り運用する。

東京都板橋区議会災害対応方針

1 趣旨

東京都板橋区（以下「区」という。）において地震等の災害が発生した際に、区議会及び区議会議員が迅速かつ適切な対応を図るため、具体的な対応方針を定める。

2 議会の役割

議会は、地震等の災害が発生した際には、板橋区災害対策本部（以下「区本部」という。）と連携し、災害情報の収集に努めなければならない。一方で、災害の初期においては、区本部ができる限り災害対応に専念できるよう、配慮する必要がある。そのため、議会は、板橋区議会災害対策会議設置要綱に基づき、板橋区議会災害対策会議（以下「議会災害対策会議」という。）を設置し、以下の役割を担うものとする。

- (1) 議員の安否確認を行うこと。
- (2) 災害等の各種情報を議員及び区本部から収集・整理し、必要に応じて議員及び区本部に情報を提供して連携を図ること。
- (3) 区本部及び関係機関に対し、優先順位を付して要望及び提言を行うこと。
この場合において、議会災害対策会議は、区本部が災害対応に専念できるよう、会派及び議員からの区本部への要望及び提言については、緊急の場合を除き、議会災害対策会議を窓口として行うものとする。
- (4) その他議長が必要と認める事項に関すること。

3 議員の役割

議員は区民の代表として、区民の信託に的確に応える議会の一員であるとともに、一区民としての立場にもある。更に、地震等の災害が発生した直後においては、地域の一員としての活動を果たす役割が強く求められる。災害時においてこのような役割を担うため、議員は以下のとおり行動する。

- (1) 議会災害対策会議からの参集指示があるまでは、各々の地域において人命救助等の救援活動に積極的に参加し、区民の安全確保と応急対応に努めるなど、地域における活動に従事する。
- (2) 地域活動などを通して、区が集めることができない地域の災害情報などを収集し、議会災害対策会議に報告する。

- (3) 議会災害対策会議から伝達された情報は、必要に応じて区民に伝達する。
- (4) 議会災害対策会議からの情報提供や参集指示に速やかに対応できるよう、連絡態勢を常時確保する。
- (5) 災害発生時に適切な行動をとれるよう、日頃より災害対応に関する知識の習得や災害に備えた準備及び訓練に努める。

4 事務局の役割

議会災害対策会議が設置された際は、区議会事務局が以下の事務を担う。

- (1) 議員の安否確認を行い、区本部及び議員へ情報を伝達する。
- (2) 区本部において収集した情報を、必要に応じて議会災害対策会議に提供する。